



島根県報

平成17年 5月24日 (火)
第 1,677 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

| | | |
|----------------------------|-----------------|---|
| 規 則 | | |
| 島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 | (水 産 課) | 1 |
| 告 示 | | |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 2 |
| 土地改良区の役員の就任 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可 (2 件) | (") | 2 |
| 土地改良事業施行の同意 | (") | 3 |
| 保安林予定森林 | (森 林 整 備 課) | 3 |
| 都市計画事業の認可 | (都 市 計 画 課) | 3 |
| 訓 令 | | |
| 島根県会計事務決裁規程の一部改正 | (会 計 課) | 4 |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 | (環 境 生 活 総 務 課) | 4 |
| 平成17年度毒物劇物取扱者試験 | (薬 事 衛 生 課) | 5 |
| 雑 報 | | |
| 新ごみ処理施設建設事業の継承 | (環 境 政 策 課) | 6 |

公布された条例等のあらまし

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 (規則第83号)

1 規則の概要

次に掲げる市町村合併に伴う市町村の名称を改める規定の整理 (第34条の表関係)

- (1) 仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による仁多郡奥出雲町の設置
- (2) 浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村及び同郡三隅町の合併による浜田市の設置
- (3) 鹿足郡柿木村及び同郡六日市町の合併による同郡吉賀町の設置

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)に係る規定については、平成17年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則（昭和39年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第34条の表斐伊川の項禁止区域の欄の1中「仁多郡仁多町大字三沢」を「仁多郡奥出雲町三沢」に改め、同欄の5中「仁多郡横田町大字横田字屋敷原」を「仁多郡奥出雲町横田」に改め、同表三隅川の項禁止区域の欄の1中「那賀郡三隅町大字三隅」を「浜田市三隅町三隅」に、「同郡同町大字向野田」を「同町向野田」に改め、同欄の2中「那賀郡弥栄村大字木都賀」を「浜田市弥栄町木都賀」に改め、同表（高津川支流）吉賀川の項禁止区域の欄中「鹿足郡柿木村大字下須」を「鹿足郡吉賀町柿木村下須」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第34条の表三隅川の項の改正規定及び（高津川支流）吉賀川の項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|----------------------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 有限会社 ウェルガーデン たんぼぼ | 通所介護 | ウェルガーデン たんぼぼ | 出雲市塩冶町1978 - 2 | 平成17年 5月16日 |

島根県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 英樹 飯石郡飯南町小田253番地

2 就任年月日

平成17年4月1日

島根県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八束郡東出雲町土地改良区の定款変更を平成17年5月16日付けで認可した。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美濃郡美都町土地改良区の定款変更を平成17年5月16日付けで認可した。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 同意年月日 |
|-------|----------------------|------------|
| 出雲市 | 園地区用排水施設事業（基盤整備促進事業） | 平成17年5月16日 |

島根県告示第644号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野1354 - 2、1354 - 12、1354 - 13、1356 - 4、1356 - 5、1360 - 3、1360 - 15、1362、1363 - 1、1363 - 2、1363 - 3、1364 - 1、1364 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画公園事業
2・2・60号 中野本町公園
- 3 事業施行期間
平成17年5月24日から
平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
出雲市中野町地内
 - (2) 使用の部分
なし

訓 令

島根県訓令第15号

会計課
審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2第2号副出納長専決事項の欄の5中「2,000万円」を「5,000万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年5月24日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 たすけあい平田
- 3 代表者の氏名
熊谷 美和子
- 4 主たる事務所の所在地
出雲市平田町2112番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供など福祉を必要とする人に対し、「困ったときはお互いさま」の助け合いの精神に基づいた福祉サービスの提供をはじめ、保健、医療又は福祉の増進を図るための各種事業を行う。

併せて、みんなが対等な関係で、老いても安心して生きることのできる生き甲斐のある豊かな環境の社会実現につとめ、もって不特定多数の者の社会生活の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により、平成17年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号）第 8 条の規定により公告する。

平成17年 5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

平成17年 7月22日（金）午前 9 時30分から午後 0 時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎

大田会場 大田市長久町長久八 7 番地 1 大田集合庁舎

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地为管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する

場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成17年6月1日(水)から同年6月15日(水)まで

なお、郵送の場合は、6月15日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地为管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書(毒物及び劇物取締法施行細則(昭和51年島根県規則第51号)第12号様式によること。)正副2通

(2) 写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)を、受験票(毒物劇物取扱者試験規程(昭和26年島根県告示第200号)第2号様式によること。)にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成17年8月30日(火)に島根県庁前の掲示板、隠岐支庁及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話(松江)22-5259)にすること。

雑

報

新ごみ処理施設建設事業が継承されたため、島根県環境影響評価条例施行規則(平成11年島根県規則第98号)第34の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月24日

松江市長 松浦正敬

1 新事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 松江市長 松浦正敬

(2) 住所 松江市末次町86番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 新ごみ処理施設建設事業

(2) 種類 ごみ処理施設(焼却施設)の設置

(3) 規模 1日当たり約300トン

3 島根県環境評価条例(平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。)第24条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(1) 理由 市町村合併により事業が継承されたため

(2) 該当した号 条例第24条第1項第3号

4 旧事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 松江地区広域行政組合 管理者 松浦正敬

(2) 住所 松江市学園南一丁目20番43号